

議長／おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 133 号議案から第 137 号議案までの 5 議案及び議員から提出されました請願第 2 号並びに第 3 号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1. 第 99 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計決算認定についてを議題といたします。審査終了に基づく、一般会計決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

川原一般会計決算審査特別委員長

川原一般会計決算審査特別委員長／おはようございます。

一般会計決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和 3 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました第 99 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計決算認定については、令和 3 年 11 月 1 日から 4 日までにわたり、歳入歳出ともに多くの質疑がなされ、慎重に審査いたしました。審査の過程において、執行部に対する各委員の意見を次のとおり集約しました。

第 1、審査の経緯を踏まえて、事業の内容については検証するとともに、今後とも検討、研究を重ねられ、かつ、補助事業、委託事業等については、より一層の透明性及び平等性を持って効果的な執行をされたい。

第 2、さらなる自主財源の確保に努められるとともに、使用料、手数料に関する基準に沿った公平公正な見直しを図られたい。

第 3、目まぐるしく変化する社会情勢や、激甚化する自然災害など多くの課題に対応すべく、柔軟かつ迅速な予算執行が可能となるよう、補助金や交付金を活用した財源の確保に努められたい。

第 4、物品発注業務委託、購入等においては、地元優先を考慮されたい。

第 5、審査の経緯を踏まえて、今後の予算編成及び執行に反映されたい。

以上 5 点を述べ、講評といたしたところです。

審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長／特別委員長に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 99 号議案に対する討論を求めます。

20 番 江原議員

江原議員／ただいま議題となりました、令和 2 年度武雄市一般会計歳入歳出決算の認定に反対の討論を申し上げます。

令和 2 年度の一般会計歳入歳出総額 341 億 7,960 万 4,784 円、歳出総額 333 億 1,790 万 9,095 円計上されました。

この一般会計歳入歳出総額全体、市民の福祉増進のために自治体の役割が発揮されたと考えております。

しかし、行政執行の中で問題点を指摘せざるを得ません。

第 1 は、大問題になっているふるさと納税業務委託料に、1 億 1,845 万 6,800 円の支出であります。

業務委託業者の返礼品遅延問題に端を発した中で、執行部としても、令和 2 年度不履行分の委託料、損害賠償として請求しているわけで、この支出に認めるわけにはいきません。

第 2 は、防災情報発信システム構築業務委託料 1 億 3,200 万円の支出です。

令和 2 年度当初予算に、全体事業費 6 億 8,690 万円の計上です。

私は、この市条例に照らせば、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に明確に違反しているのではありませんか。

その証拠が 2 つ。

その一つに、当時の防災危機管理課長は、今後のスケジュールですが、今回議決をいただければ区長会に説明をして設置の意向調査を行うと。

設置の意向調査と並行しながら、機種を選定に入るところです。

5 月中に入札をし、仮契約をしまして、6 月議会で承認いただければと考えております。

まさに、議会の議決がないのに、執行しているのは大問題であります。

裁判でも、戸別受信機の動産（？）であることは明確であります。

さらに第 2 に、貸与申請書兼同意書を取っていることがそれを証明しているのです。

この委託料 1 億 3,200 万円の支出は、明らかに市条例に違反している指摘をせざるを得ません。

大問題であります。

以上、指摘をし、令和 2 年度の一般会計歳入歳出決算書の認定は認められません。

以上、反対討論といたします。

議長／討論ございませんか。

1 番 坂口議員

坂口議員／令和2年度武雄市一般会計決算について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど、複数反対の理由が述べられましたけれども、議会の中でも多くの議論がなされております。

この決算書については、令和2年度の決算執行を見るものであり、執行における観点では適正に処理されていると思います。

よって、賛成の立場の討論とします。

議員各位の賛同、よろしく申し上げます。

議長／討論ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／おはようございます。

99号議案に反対の立場で討論させていただきます。

執行については問題がないというふうな、そういうふうな、一般的には見れるんですけども、普通、建設業とかにお願いするときには、前払い金に対しては結局、保証人をつけるとかそういうことをして担保しております。

今回も、納税があった時点でお支払いをすると、集計してお支払いをすると。

その担保は何になっているかというのは、この委託料の支払いという契約書の中に、乙は毎月月末に寄附額の集計を行い、甲に請求すると。

乙は前項の規定による請求時に、委託業務の進捗状況について甲に書面にて報告し、甲はその書面に基づいて委託料を支払うと書いてある。

しかし、この進捗状況報告書をいただいているんですよね。

そこで支払っているからこういうことになっているわけなんですよ。

だから、適正に処理というか、契約上の不履行というんですかね、契約上で進捗状況報告書に基づかないで払ってあるっちゃうことだから、これを見るまではそこは分からなかったんですけども、見た時点では、それはちょっと適正に払われていないという判断に立ちますので、反対いたします。

議長／討論ございませんか。

18 番 牟田議員

牟田議員／賛成の立場で討論したいと思います。

先ほど宮本さん冒頭で言われました、執行に関しては問題ないという言葉をご言われました。

執行に関してということを書いて、問題ないということなんですけども、そのつらつら内容を言われましたけども、決算委員会時ではそれは出ていなかったですね。

今、こういうのが出てきたんですけども、決算内容時点では執行に関しては問題ないということでご言われました。

その別な部分で、契約に関してという部分になるとその後いろいろ出てきましたので、今回はその前の段階ですので、皆さん方の賛成の同意をお願いしたいと思います。

議長／討論ございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／皆さん、おはようございます。

99 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計決算認定について、反対の立場で討論をいたします。総務費の中のふるさと納税業務委託料 1 億 1,845 万 6,800 円について、この 1 点、反対を申し上げます。

これまで、認定に当たって、指摘等で済んだ年度もあるかと思えます。

しかし、今回、結果として遅延が発生したという結果でございますが、しかし、年度内における返礼品の発送遅れ、これはもう見えていたと私は感じておりますし、委員会の中でも遅れているということは聞き及びました。

その中において、皆さん、どうです、このふるさと納税の問題がすっきり収まったのでしょうか。

私は、百条の中で議論をされてきたと思えますが、すっきりしない、この制度をしっかりと年度内に収めてこなかった結果が今だと思えます。

そして、これ、3 年度においても同じ結果が続くと思うんですよ。

この業務委託料を支払ったことによって、様々な問題が今後、起きてまいります。

業者がしっかりと説明する、説明をすることを拒んでいる以上、この業務委託料の支出に当たっては、指摘のみならず、認定するには値しないという思いで反対の立場の討論とさせていただきます。

議員皆様の御賛同、よろしく願いいたします。

議長／討論ございませんか。

7 番 上田議員

上田議員／おはようございます。

先ほどから反対の種々をお伺いをしておるわけでございますけれども、先ほども賛成討論の中でもありましたけど、執行に関しては問題ないということで話が出ております。

私もその思いでいっぱいでございます。

まだ、ふるさと納税に関しては、百条のまだ委員長の報告等々もまだ私も伺っておりませんし、メンバーでもありませんので、なかなかそこに関しては、ちょっと判断をしづらい部分があるわけでございますけれども、令和2年度の決算でございますので、執行に関して問題なければ、私は賛成するべきかなと思っております。

委員長のほうからも報告がありましたけれども、決算審査意見書等々でありましたように、あれは全会一致である文言に決まっているものでございますので、賛成するべきかと思っております。

皆さんの御賛同、よろしくお願ひします。

議長／ほかにございませぬね。

質疑をとどめます。

これより第99号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第99号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第2.第94号議案 令和2年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についてから日程第8.第104号議案 令和2年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの、以上7議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

吉川特別会計等決算審査特別委員長

吉川特別会計等決算審査特別委員長／皆さんおはようございます。

特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和3年度9月武雄市議会定例会におきまして、本特別委員会に付託の上閉会中の継続審査に付されました第94号議案 令和2年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第95号議案 令和2年度武雄市下水道事業会計決算認定について、第100号議案 令和2年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第101号議案 令和2年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、第102号議案 令和2年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第103号議案 令和2年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第104号議案 令和2年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、以上7件につきましては、令和3年11月8日から10日までの3日間にわたり慎重に審査をいたしました。審査の過程において、各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約をしております。

全体的なものとして、事業の推進に当たっては、中長期的な展望に基づいて計画的に行われるよう努められたい。

物品の発注業務委託工事等については、透明性を確保した上で、価格技術等に問題がなければ地元業者を優先されたい。

個別には、第94号議案 工業用水道事業会計決算認定につきましては、販路拡大に努められたい。

第95号議案 下水道事業会計決算認定については、下水道への普及率向上に向けたPRの強化及び各事業の健全運営に鋭意努力されたい。

第100号議案 国民健康保険特別会計決算認定については、単年度赤字の実態を認識し、今後も健全な運営に努められたい。

予防医療の実施、特別検診の受診率向上、ジェネリック医薬品の使用推進など、医療費削減に努められたい。

健康維持増進に向けてのさらなる努力を図り、各事業の個別及び総合的視点で事業の推進に努められたい。

第101号議案、後期高齢者医療特別会計決算認定については、被保険者の増加を踏まえ、健全な運営及びジェネリック医薬品等のPRに鋭意努力されたい。

第102号議案 競輪事業特別会計決算認定については、施設機能を最大限に活用し、広報イベント等にもさらに力を入れながら、売上げの増加を図り、なお一層、市内経済の活性化に寄与するよう努められたい。

第103号議案 給湯事業特別会計決算認定においては、今後も適切な事業運営及び販路拡大に努められたい。

第104号議案 新工業団地整備事業特別会計決算認定については、事業の早期完成に向け鋭

意努力されるとともに、企業誘致の推進、雇用の確保、拡大に努められたい。
このように申し上げ、講評としたところでございます。
慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。
以上、報告いたします。

議長／特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については議案ごとに行います。
最初に、第 94 号議案 令和 2 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めま
す。
討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。
これより第 94 号議案を採決いたします。
本案に対する特別委員長の報告は認定であります。
お諮りいたします。
本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。
よって、第 94 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。
次に、第 95 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計決算認定について討論を求めます。
討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 95 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 95 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 100 号議案 令和 2 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 100 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 100 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 101 号議案 令和 2 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 101 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 101 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 102 号議案 令和 2 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 102 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 102 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 103 号議案 令和 2 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 103 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 103 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 104 号議案 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 104 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 104 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 9. 第 105 号議案 武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 105 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 106 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 106 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 11. 第 107 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 107 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第 12. 第 108 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 108 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第 13. 第 109 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 109 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 110 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 110 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 15. 第 111 号議案 武雄市衛生処理センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 111 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 16. 第 112 号議案 武雄市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

第 112 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 17. 第 113 号議案 新武雄工業団地造成 1 工区工事請負契約の一部変更についてから、
日程第 19. 第 115 号議案 新武雄工業団地造成 3 工区工事請負契約の一部変更についてまでの、
以上 3 議案を一括議題といたします。

第 113 号議案から第 115 号議案までの以上 3 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

第 113 号議案から第 115 号議案までの以上 3 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 20. 第 116 号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。
第 116 号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／体育施設の指定管理ですけれども、これ、プロポーザルをされたのかと、それと、この期限が 1 年間になっておりますけれども、今まで体協は 1 年じゃなかったような気がしますけれども、ここの 1 年にした理由をお聞きします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／おはようございます。

まず、プロポーザルの件につきましては、これは非公募に公募しております。
それから、移転した理由につきましては、新施設、これから新しく施設等（？）もありますので、そこも加味いたしまして、総合的な判断で 1 年としております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 22. 第 118 号議案 武雄市乳待坊公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第 118 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

失礼いたしました。

日程第 21. 第 117 号議案 武雄市民球場の指定管理者の指定についてを議題といたします。
第 117 号議案に対する質疑を開始いたします。

20 番 江原議員

江原議員／これ、プロポーザルでということでしたので、参加した業者名をお知らせください。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／武雄市情報公開条例に基づいておりますので、公表はいたしておりません。

議長／20番 江原議員

江原議員／じゃあ、これを照会してください。

そして、私、議案勉強会の中で執行部のほうにもお願いしたんですけど、今回の提案されております新体育館建設、こういう建設に関する入札は業者名が公表されます。

この入札の透明性を図るといというのは、過去からも現在も行政にとっては、市民にとっても、まさに情報公開の最たるものなんですよ。

それを今、この情報公開制度に基づいて出せません、それは明らかに後退(?)ですよ。

この間、プロポーザルの入札の在り方は、不透明さが大問題になってきたわけですから、業者名をちゃんと報告する、説明する、市民に。

当然ではないですか。

その対応を教えてください。

議長／江原議員、これは第117号議案の武雄市民球場の指定管理者の指定についての話ですから、今の江原議員の質問は、ちょっと的がずれていると思いますけども、答弁は要りますか。

暫時休憩します。

* 休憩中 *

議長／再開します。

山崎総務部長

山崎総務部長／おはようございます。

今回の分については、指定管理の選定委員の募集ということで対応させていただいております。

該当事業者名の公表等につきましては、競争上の地位、その他利益を害するおそれがあるところから、公表をしておりません。

情報公開条例に基づいて、武雄市の場合はガイドラインの策定等については、まだ行っていない状況にありますので、案件ごとに判断しているというような状況で対応しております。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／このプロポーザルで、予定金額よりもプロポーザルの結果、安くなっているかどうかは、これ、聞けますかね。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／金額につきましては、見積り等いただいておりますから、総合的な評価で判断しておりますので、そこだけでございます。

議長／ほかにございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 22. 第 118 号議案 武雄市乳待坊公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第 118 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／乳待坊の指定管理ということで、主には人件費と思うわけなんですよね。

主な部分はですね。

それで、最近、委託してあるところが職員さんに聞くと、任期付職員さんよりも給料が安いとか、そういうボーナスがないとか、そういった格差があるんですよね。

だから、人件費が中心だと思いますけども、その辺は任期付職員とほぼ同等の報酬を受けられるような形になっているのかどうかをお聞きします。

議長／山口環境部長

山口環境部長／おはようございます。

乳待坊の指定管理者の人件費というところでございますが、人件費以外にもサービスの向上

ということで、管理人の時間延長とか、ネット予約とか、それからイベントの開催、朝市の開催ですとか、ヨガ、サウナ、登山道の教室とか、そういうのを考えて事業をされることになっております。

単純に人件費だけの金額ではないというところでございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／この武雄市乳待坊公園、この範囲はどういう範囲の内容ですか。

議長／山口環境部長

山口環境部長／乳待坊の公園いこいの広場、それから、その上の遊歩道、それから展望台、そこまで含めたところでのエリアの指定管理となります。

議長／ほかにございませんね。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第23. 第119号議案 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

第119号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第24. 第120号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

第120号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 25. 第 121 号議案 杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

第 121 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 26. 第 122 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）を議題といたします。

第 122 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／122 号議案の 8 款 3 項 1 目 12 節委託料、土木費、河川費、河川維持費の 12 節委託料ですね。

六角川流域内水対策調査業務委託料 2,000 万についてお尋ねをいたします。

これ、勉強会の折では、コンサルに委託されるのかどうかという点をお聞きしました。

どういうコンサル、専門のコンサルがいらっしゃるのかどうかと、これ、調査を早くやっていただいて、対策をしていただきたいんです。

この調査を委託して、その調査結果をどのように活用して、公表されるのか、されないのか、どの活用を考えておられるのか***。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／8 款 3 項 1 目の六角川流域内水対策調査検討業務の委託料についてですけど、これについては業務内容等、専門的なことが必要であります。

専門の業者に発注する予定としております。

それと、どのように公表するかということですが、最終的にはいろいろ調査を行いまして、それに基づいて、検討案等は公表していきたいと思っております。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／同じその調査なんですけども、一体これ何を調査されるのかなというのが、いま
いちよく分かりません。

その泥がどれだけ堆積しているのか、その穴の位置がどうなっているのか。

大体、どういうのを基本に調査するようになっているんですかね。

よく分からん。

議長／永尾営業部理事

永尾営業部理事／おはようございます。

先ほどの 2,000 万の件については、農林関係の分も 1,000 万入っております。

その分について回答をさせていただきます。

具体的にどのような調査をするのかということですが、六角川水系に 204 か所ため池がございますが、その分についての流域面積、それから流入量の調査をし、次のため池の、貯留量
とかの把握につなげていきたいと思えます。

それで、204 か所について全てできるとは思っておりませんので、予算の範囲内で実施を
したいと思っております。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／先ほどのため池の調査に併せまして、国の資料を活用しまして、武雄
市流域分布（？）データを抽出しまして、時間ごと、地域ごとにどれぐらいの雨が降って、
どれぐらい浸水したかを把握する浸水状況の調査を行いまして、令和元年と令和 3 年の比較
等を行い、データの分析を行うことにしております。

それと、先ほど言われました、ため池の調査等も併せまして、対策案等の検討をしていくつ
ちゅうことになります。

議長／12 番 池田議員

池田議員／今、204 か所のため池の調査も含まれているということで答えられましたけど、
全箇所はできないということです。

ある程度、その箇所を絞られているのか、それと、この流域対策ですね。

流域の内水対策、今回、武雄市の予算として上がっておりますが、これ武雄市だけの調査になるのか、それとも流域全体というか、他の自治体とかも、こういう同じ調査をされて、一緒にやっていくのか、そこをちょっとお願いします。

議長／永尾営業部理事

永尾営業部理事／まずは204か所の中のうち、選定をしているかという御質問ですけど、選定については、今後、選定をしていきたいと思えます。

それと、今回の調査については、まずは武雄市の分だけの調査ということで考えております。

議長／12番 池田議員

池田議員／そうしたら、最後になります、3回目ですので。

その選定方法はどのような選定方法を考えておられるのか、お願いします。

議長／永尾営業部理事

永尾営業部理事／その分についても、今後、協議をしていきたいと思っております。

議長／ほかにございませんね。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第27. 第123号議案 令和3年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)を議題といたします。

第123号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第 28. 第 124 号議案 令和 3 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 124 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 29. 第 125 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

第 125 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 30. 第 133 号議案 武雄市新体育館建設（建築主体）工事請負契約の締結についてから日程第 32. 第 135 号議案 武雄市新体育館建設（機械設備）工事請負契約の締結についてまで以上 3 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

庭木企画部長

庭木企画部長／第 133 号議案 武雄市新体育館建設（建築主体）工事請負契約の締結から第 135 号議案 武雄市新体育館建設（機械設備）工事請負契約の締結についての 3 議案について補足説明を申し上げます。

本 3 議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案書その 3 の 1 ページを御覧ください。

第 133 号（？）議案、武雄市新体育館建設（建築主体）工事は、建設共同企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った 2 つの企業体を指名し、11 月 25 日に入札を行い、五光・松尾一建・本山建設共同企業体が、消費税を含め 13 億 9,183 万円で落札され、12 月

1日付で仮契約を締結したものであります。

工期は、議決の日の翌日から令和5年3月15日までとなっております。

先議内容(?)につきましては、鉄筋コンクリート造りで、メインアリーナ、サブアリーナ、事務所棟に分かれており、メインアリーナ棟は2階建て、サブアリーナ及び事務所棟は1階建て、建物床上面積は3,839.9平方メートルとなります。

議案資料1ページに、配置図、付近見取り図、2ページから5ページにかけて、平面図、立面図、6ページに仮契約書の写しを添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案書その3の3ページを御覧ください。

第134号議案、武雄市新体育館建設(電気設備)工事は、建設共同企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った3つの企業体を指名し、11月25日に入札を行い、九電工・正宝電気建設共同企業体が、消費税を含め2億4,090万円で落札され、12月1日付で仮契約を締結したものであります。

工期は、議決の日の翌日から令和5年3月15日までとなっております。

議案資料7ページ、仮契約書の写しを添付しております。

続きまして、議案書その3の4ページを御覧ください。

第135号議案、武雄市新体育館建設(機械設備)工事は、建設共同企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った2つの企業体を指名し、11月25日に入札を行い、九電工・橋口管工社建設共同企業体が、消費税を含め2億7,269万円で落札され、12月1日付で仮契約を締結したものであります。

工期は、議決の日の翌日から令和5年3月15日までとなっております。

議案資料8ページに仮契約書の写しを添付しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長/第133号議案から第135号議案までの以上3議案に対する一括質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

14番 宮本議員

宮本議員/今回はその本体工事ということで、外構とか駐車場は関係ないと思うんですけども、本体っていうのは、どこまでを指しているのか。

前の広場らへんのエントランスとか、そういうのも入っているのか、それについてお聞きします。

議長/庭木企画部長

庭木企画部長／建築主体工事につきましては、メインアリーナ、サブアリーナ、それから事務所棟で、宮本議員の御質問にありました、エントランス棟までは含んでおります。

議長／18 番 牟田議員

牟田議員／すみません、確認で聞きたいんですけども。

9月議会で3億8,000万だったですかね、出ていましたよね。

それとは別に13億ということですかね、今回。

合わせて13億ということですか。

その確認が1点。

もう一点は、こうやって平面図とか何とかっていうのが今出てきました、これは確認です。通常で入札がトータルで十何億と出たというのは、その以前に、普通は、こういう配置図とか設計図が出て、我々に説明があったと思うんですけども、今回はそういう平面図とか位置図とか全く、完成図とかっていうのもなく、もう入札が終わったということで、私の勘違いかもしれませんけども、その辺のところは何で以前のところに出さなかった。

この2点、お伺いします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／まず、9月補正につきましては、3億幾らというのは***でありまして、その際に、継続設計(?)のほうをプラスさせてもらっております。

ただ、その説明については、不足していたことについては申し訳ございません。

それから、配置図等につきましては、いろんな、パースとか何とかについては、いろんな、ホームページ等を出してきましたけど、確かに、言われたとおり、この前までについて(?)議員の皆様方に詳しい平面図等の説明はしていなかったことについては、大変申し訳なく思っております。

以後気をつけたいと思います。

議長／20 番 江原議員

江原議員／先ほどの入札に関わる説明の問題ですけれど、この133、134、135号に関わる入札業者の、他の業者含めて、ホームページに出ているんですかね。

出ていなければ、ペーパーで、後で示してください。

よろしく申し上げます。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／入札結果等、ホームページに出しているかどうか、すみません、ここでは確認できません。

そのまま提出で（?）。

すみません、契約***のほうに確認を取りたいと思います。

議長／質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

以上の3議案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第33. 第136号議案 朝日公民館建設（建築主体）工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／おはようございます。

第136号議案 朝日公民館建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について、補足説明を申し上げます。

議案書その3の5ページを御覧ください。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

本工事の設計変更に伴い、契約金額に変更が生じたため、令和3年12月3日付で、本山・松尾一建建設共同企業体と仮変更契約を締結しております。

当初、契約金額は2億1,615万円、変更契約金額は2億2,619万8,500円で、1,004万8,500円の増額となります。

さきに（?）ウッドショックによる木材単価の高騰棟による建設工事費の増額について審議いただいております補正予算額1,845万4,000円との違いにつきましては、補正予算額には当初設計の段階で既にウッドショックの影響が出ており、当初契約金額が当初予算で見込んでおりました額より既に増額となっていたことと、同じく、ウッドショックの影響による

木材倉庫の工事費の増額分も含まれていること等によるものであります。

議案資料の9ページに、仮変更契約書の写しを添付しておりますので、御参照ください。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

議長／第136号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

12番 池田議員

池田議員／もう一回、先議でウッドショックの分を出したわけですよね。

もう一つ、通信機器ですね。

通信機器も先議で設計変更、あれは設計変更じゃなかったですけど、出たわけですよね。

ウッドショック、今回のこの契約変更もウッドショックで、ちょっと今の説明、私の理解不足ですけど、もう一回その違いを、設計の段階でも、設計というか、この工事が始まるときに、もう既にウッドショックがあったということで。

何で今なのか、そこがちょっと分からなかったもので、再度お願いします。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／まず、当初契約の段階でウッドショックによる影響が出て不足が生じていたのに、12月補正で対応した、先議をお願いしたという御質問だったかと思います。朝日公民館の建設工事費には、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、倉庫新築工事、外構工事があります。

入札減や仕様見直しなどによる削減額と、ウッドショックの影響による増額が見込まれ、まずは全体で調整する必要がございました。

また、ウッドショックの影響につきましては、9月議会の時点では基礎工事の段階で、事業者の木材発注時期にはまだ来ておらず、その後の価格変動の見通しがつかなかったため、12月議会で先議をお願いしたところでございます。

議長／ほかにごございませんか。

20番 江原議員

質問、ちょっと待ってください、江原議員。

こい、福祉文教ですよ。

江原議員／福祉文教でもいいでしょう。

議長／福祉文教で審査することですよ。

江原議員／いや、本会議だから、一言。

もちろん、福祉文教付託ですけど、本会議は本会議ですから、一言言います。

その説明の整合性は、よう分かりません。

先議で1,845万4,000円を費用負担計上して執行しているわけでしょう。

今回、提案されている136号議案との関わりが、説明してください。

議長／それこそあれじゃないですか、委員会で審議を慎重にするべきじゃないですか。

私は(?)何も答えてないですけど。

諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／先議をお願いした理由は、もともと朝日公民館の建築主体工事が2億円以上の契約ということで、6月議会で議決をいただいた案件でございます。

また、現在、来年4月の供用開始に向けて工事を進めております。

その関係で、変更契約についても、本日追加議案で出させていただいたところでございますが、それを進めるために、先議で補正予算の分をお願いしたところでございます。

議長／あとは委員会でしてくださいよ。

江原議員／いや、だから今回。

議長／まだ指名してないですよ。

20番 江原議員

江原議員／金額が先議で1,845万4,000円でしょう。

今回、増額の金額が1,004万8,500円でしょう。

その説明が分かりませんので質問しているんですけど。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／先議の補正予算額と今回の契約金額の違いにつきましては、建築主

体工事の部分で、当初設計の段階で既にウッドショックの影響が出ておりました、当初契約額が、当初予算で見込んでいた額よりも 680 万 9,000 円増額となっております。

今回の変更契約の部分もウッドショックの分でございますが、その分で 1,004 万 8,500 円の増額。

合計で 1,685 万 7,500 円の増額となっております。

また、先議でお願いしました通信設備工事費で 44 万 8,000 円。

また、ほかにもお願いしておりました分、屋外倉庫の分も、ウッドショック等による工事の増額等で、114 万 8,500 円。

合計で、補正を先議でお願いを、議決いただきました 1,845 万 4,000 円となっております。

議長／質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第 34. 第 137 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算第 10 回を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 137 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、新型コロナウイルス感染症対策事業を行うためのものです。

補正予算書 1 ページを御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ 9,446 万 5,000 円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ 339 億 9,325 万 9,000 円とするものでございます。

予算説明書の（4）ページを御覧ください。

2 款総務費では、19 歳から 22 歳の市民または市民の扶養に入っている方で、国の緊急給付金対象外の方へ 5 万円の給付金を交付する、武雄市若者エール給付金事業に要する経費を計上しております。

7 款商工費では、乳待坊公園へインターネット回線を引き込み、基地局を整備するための工事費などを計上しております。

10 款教育費では、各学校に設置してある電子黒板の更新に係る費用や、避難所における換気対策のための網戸設置、アフターコロナを見据えたニュースポーツ機材の購入費用に対する武雄市体育協会への補助金を計上しております。

予算説明書の（3）ページを御覧ください。

歳入につきましては、15 款国庫支出金に、今回の補正予算の財源として、新型コロナウイルス

ス感染症対応地方創生臨時交付金を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 137 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／この乳待坊公園インターネットというのをですよ、どのようにして、何かいろんな、キャンプ施設を整備すると言われてはいますが、このインターネットをこうして、全体像というのは何か示されているんですかね、整備の全体像みたいなのは。

議長／山口環境部長

山口環境部長／工事内容につきましては、乳待坊公園の入り口になりますけど、市道宮野線から乳待坊公園いこいの広場まで約 400 メートルございますけれども、ここの光ケーブルの引き込み工事、それと、乳待坊公園内の Wi-Fi の設備工事ということになります。

目的といたしましては、コロナ禍において、なかなか従来の形態ではない、そういったキャンプ場の使い方もございます。

ワーケーションや、コワーキングスペース、そういったのもございますので、そういったものを、インターネットの活用で、そういった顧客も誘致したいというふうに考えております。

議長／ほかにございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に付託をいたします。

なお、付託区分についてはお手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 35. 報告第 14 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 14 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第 36. 報告第 15 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 15 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

8 番 古川議員

古川議員／ちょっとお尋ねをいたします。

草刈り作業における事故で、損害賠償ということでございます。

81 万 2,750 円となっております。

石が飛んだというぐらいの事故じゃなかろうかと思うわけです。

それで、非常に高額でございます。

内容の説明をお願いします。

議長／秋月子ども教育部長

秋月子ども教育部長／おはようございます。

高額になった理由でございますけれども、まず、この代金の中には、修理代として、部品代から板金の塗装代、それから、その修理における代車が必要になってまいりましたので、そのレンタカー代というのが含まれております。

この修理については、まず、学校の駐車場のところで草刈り作業を行って、そこに止めていた駐車車両に草刈りから飛散した小石が当たったと。

その当たった状況が、左側の窓ガラス、これが 4 枚ございます。

その全てと、それから、小石が左側の側面に点々と当たったということで、その板金の状況に応じてこの金額になっております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 37. 報告第 16 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 16 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 38. 請願第 2 号 常襲水害地解消に関する請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

12 番 池田議員

池田議員／常襲水害地解消に関する請願書の紹介議員として説明をさせていただきます。

読み上げての説明に代えさせていただきます。

旧北方町時代の志久地区（？）は、炭鉱の公害による地盤沈下で、遊水池（？）となっていました。

当時の町執行部と町議会、さらには町民は一体となって政府へ陳情を繰り返し、防災対策に頑張ってきた。

それによって、地盤沈下対策は一定の前進はしたものの、平成 2 年には外水によって志久地区を中心とした大水害となりました。

これは六角川左岸堤防が鉄道に近いため、かさ上げができていなかったため、塩水が農地に流れ込んだのが原因です。

その後、町執行部と議会はさらなる努力を重ねられ、堤防のかさ上げと、久津具地区（？）に排水機場の設置をしていただきました。

私たち町民は、これで安心と胸をなでおろしていました。

しかし、令和元年には線状降水帯による豪雨に見舞われ、広範囲な大水害をかぶりしました。

さらにその傷が癒えぬ間に、今年の大水害となりました。

この異常気象は、毎年発生しています。

昨年はたまたま北方町が遭遇しなかっただけで、線状降水帯の異常降雨に見舞われますと、大水害が発生することは、火を見るより明らかであります。

このままでは、私たちは絶望の淵に立たされてしまいます。

今、求められるのは、六角川排水機能の強化だと思います。

六角川に塩水が逆流しないような対策を取ること、六角川の水をいち早く有明海へ放流すること、放流できないときは一時的な貯水をするなど、あらゆる対策を模索し、実行することだと思います。

議員様には御多忙な時期だとは思いますが、市執行部と一体となって防災対策に取り組んでいただき、武雄市に住んでよかったと思えるようなまちづくり、武雄市民が疎外感を感じないようなまちづくりに専念していただきますようにお願いいたします。

私も、被災された方々のお気持ちははかり知れないという思いと、次はもうないとの言葉を聞いております。

どうか皆様、この市民の皆様のお気持ちをくんでいただき、この請願に御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長／請願第2号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

本件は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第39. 請願第3号 繰り返される水害を防止するために、早急な対策を求める意見書に関する請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

20番 江原議員

江原議員／ただいま請願、議題になりました、繰り返される水害を防止するために、早急な対策を求める意見書に関する請願の紹介議員としての説明を申し上げたいと思います。

請願者、六角川流域治水を進める会共同代表、トサキイクオ、同じくエガシラシズカ氏の(?) 請願を紹介したいと思います。

請願文にありますように、省略して、最後の項目を読み上げたいと思います。

今、被災者の間にあるのは、また来年も同じような水害に遭うのではというおそれです。

そのために、落ち着かない不安な日常生活を余儀なくされています。

一刻も早くこの境地から脱したいというのが、被災者や周りの人たちの心情です。

六角川流域治水の考えに基づき、内水氾濫から住民の命、財産を守るためには、関係自治体の相互理解と助け合いが不可欠です。

来年の雨季に備えて、必要な協議と措置を早急に実現するためには、県の強力なリーダーシップが求められます。

水害被害者の心情を御賢察くださいませ、しかるべき意見書を佐賀県知事に御提出くださるよう、よろしくお願いいたします。

なお、意見書案を添えて請願をしていただいております。

この請願を採択し、意見書が提出されますことをお願い申し上げまして、議員の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、紹介議員としての説明を終わります。

議長／請願第3号に対する質疑を開始いたします。

15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／これは最終的に私が所属するところの委員会に付託されると思いますけれども、紹介者に聞く場はここしかないので、ここで聞きますけども、六角川流域治水を進める会なる会がありますけども、こいは私、初めて聞いたんですけども、これは事務局はどっけああとですか。

それにですよ、これいつできたのか。

それと、この***を読みますと、私たちは去る11月6日就任したばかりの岸田文雄総理宛てに543名の署名をもって陳情をしましたというふうな活動をされておられるようですけども、それなりの会員さんがおられると思うんですが、会員さんは何人くらいおられるんですか。

以上3点。

議長／20番 江原議員

江原議員／3点申し上げられました、事務局、六角川流域治水を進める会、事務局は共同代表のところに置かれていると思っています。

看板が据えられております。

それと、会員数とか何かにつきましては、把握、私はしておりません。

最後、何やったですか。

多分、今回、8月14日の豪雨水害を受けて、いろいろ取り組まれて、そして、11月の28日に、佐賀大学のオオグシコウイチロウ先生を呼んでの講演の集いなどをされている。

私も参加いたしましたけれども、そういう被災者の皆さんの人たちというふうに理解しております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／事務局は今、共同代表のところに置いてらっしゃるという話ですけども、共同代表、2人おんさあとですよ。

タサキさんとエガシラさん、どこになるんですか。

江原議員／北方町です。

松尾初秋議員／***。

議長／20番 江原議員

江原議員／共同代表は呼びかけ人が5人おられて。

議長／事務局。

どっちですかと。

松尾初秋議員／***共同代表が2人おられる***。

議長／20番 江原議員

江原議員／共同代表のタサキイクオ宅にあらうと理解しております。

議長／質疑をとどめます。

本件は産業建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。